

# コロナワクチン接種費等の住所地外接種分費用請求について

(初めて費用を請求される医療機関様・職域接種実施企業様向け)

滋賀県国民健康保険団体連合会 請求支払課

## □ 国保連合会に請求を行う場合（住所地外接種分の請求）について

接種実施医療機関等が所在する市区町村以外への請求（住所地外接種分）にあたっては請求先の市区町村ごとに仕分けをした予診票の原本に市区町村別請求書及び請求総括書を添付し、滋賀県国民健康保険団体連合会に提出する。この時請求総括書は同一市内にお住まいの方の分を含まないもの（右下に☑がないもの）をV-SYSより出力してください。

**【注意】**本事業の集合契約への参加に際し、「250999\*\*\*\*」の類似コードを付番された場合、初回請求時までに口座届出書（新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届）を必ず提出ください。

**※類似コードを変更された場合、届出済の内容に変更が生じた場合も再度届出が必要。**

※必要書類の添付がない場合や、記載漏れのある場合、「250999\*\*\*\*」の類似コードを新規付番された機関において口座の届出がない場合、請求を受付できません。

## □ 請求書の「請求年月」は国保連合会に請求（提出）する年月を西暦で記載ください。

（月遅れ分を含む場合であっても同様。）

（例）2022年7月に実施したワクチン接種予診票を同年8月に国保連合会へ請求する場合、請求書に記載する「請求年月」は 2022年8月

なお、請求年月と同月接種実施分の予防接種予診票は受付できません。

## □ 請求期日は順守ください。

各月1日～10日（郵送の場合必着）の請求受付期間に前月までの実施分（月遅れ分も含む）を請求総括書・市区町村別請求書に計上し、請求書と予診票内容に相違がないかご確認の上、提出ください。 ※郵送の場合、普通郵便は延着する可能性があります。

その他詳細については、滋賀県国保連合会ホームページをご確認ください。